

住宅第 442 号  
昭和60年4月12日

各支庁長 殿

住宅都市部住宅課長

## 中国残留日本人孤児の公営住宅の入居の 取扱いについて

このことについて、次のとおり建設省から通知があったので留意願います。

なお、貴管下事業主体にも通知願います。

### 記

中国残留日本人孤児の公営住宅の入居については、引揚者であることから従来より「特定目的公営住宅の取り扱いについて」(昭和40年4月7日住発第107号住宅局長通達)及び「特定目的公営住宅等の入居事務について(昭和45年11月18日住総発第223号住宅局長通達)」に則し、格別の御配慮をいただいているところであるが、このたび、身元未判明の中国残留日本人孤児についても政府として別紙のとおりの方針で対応することとしたので、公営住宅の入居については身元判明の中国残留日本人孤児と同様に取扱うこととされたい。

また、その供給については、関係部局と密接に連絡調整を図り、実施することとされたい。

(住宅管理室住宅管理係)

建設省住総発第74号

昭和60年 4月 6日

北海道住宅都市部長 殿

建設省住宅局住宅総務課長

中国残留日本人孤児の公営住宅の入居の取扱いについて(通知)

中国残留日本人孤児の公営住宅の入居については、引揚者であることから従来より「特定目的公営住宅の取り扱いについて」(昭和40年4月7日住発第107号住宅局長通達)及び「特定目的公営住宅等の入居事務について(昭和45年11月18日住総発第223号住宅局長通達)」に則し、格別の御配慮をいただいているところであるが、このたび、身元未判明の中国残留日本人孤児についても政府として別紙のとおりの方針で対応することとしたので、公営住宅の入居については身元判明の中国残留日本人孤児と同様に取扱うこととされたい。

また、その供給については、関係部局と密接に連絡調整を図り、実施することとされたい。

なお、貴管下事業主体についてもこの旨周知を図られたい。

各都道府県知事 殿

厚生省援護局長

身元未判明の中国残留日本人孤児の受入れについて(通知)

中国残留日本人孤児対策については、かねてから格別の御配慮を煩わしているところであるが、このたび、身元未判明の中国残留日本人孤児の我が国への永住受入れに関する中国政府との細目協議が整い、下記のとおりその永住受入れ及び定着援護を実施することとしたので通知するとともに、日本社会への定着化等について、貴職の特段の御協力をお願いする。

なお、本件については、昨年3月に日中両国政府間で交換された中国残留日本人孤児問題の解決に関する口上書において、日中間の基本的合意が得られ、その後、具体的受入れ方法について両者で協議していたところ、このたび、日本側の受入れ案に対し、中国側の了解が得られたものである。

記

1 援護の対象者

援護の対象となる者は、次に掲げる者である。

- (1) 中国残留日本人孤児であって、厚生省が実施した肉親探しのための訪日調査によっても身元は判明しないまま、永住の目的をもって本邦に帰国するもの(以下「身元未判明帰国孤児」という。)
- (2) 身元未判明帰国孤児が同伴して帰国する配偶者(内縁を含む。)及び未成年の子(20才未満の未婚の者)
- (3) このほか、身元未判明帰国孤児が同伴して帰国する次に掲げる者等であって、厚生省援護局長が上記(2)の者に準ずる者として取り扱うことを適当と認めた者
  - ア 身元未判明帰国孤児以外に扶養する者がいない養父母
  - イ 独立して生計を維持することができないため、身元未判明帰国孤児と住居及び生計を共にし、身元未判明帰国孤児が扶養している成年の子(未婚の者に限る。)

2 帰国旅費の国庫負担

中国の居住地から日本の到着先までの帰国に必要な旅費を負担する。

3 引揚証明書の交付

帰国時に、身元未判明帰国孤児に引揚証明書を交付する。

4 帰還手当の支給

帰国時に帰還手当を支給する。

5 帰郷雑費の支給

帰国時に帰郷雑費を支給する。

6 身元引受人のあっせん

身元引受人があらかじめ決っていない身元未判明帰国孤児に対しては、別に定めるところにより厚生省援護局に登録されている身元引受人をあっせんする。

7 中国帰国孤児定着促進センターへの入所

帰国直後4ヵ月間、中国帰国孤児定着促進センターにおいて、日本語の研修及び生活習慣の指導

を行う。

なお、同センターの退所後は、上記6に掲げる国があっせんした身元引受人の近隣で定着することとなる。

#### 8 定着先における援護

定着先においては引揚者生活指導員の派遣等従来からの引揚者世帯と同様の援護を行う。

#### 9 関係省庁における施策

文部省、労働省及び建設省とは、身元未判明帰国孤児世帯について、従来の引揚者世帯と同様の施策を行うことについて協議済みである。

#### 10 実施期日等

(1) 上記の援護は、昭和60年4月1'日から実施する。

ただし、昭和59年3月17B以後昭和60年3月31日までの間に帰国した者については、上記2に掲げる援護以外の援護を行う。

(2) 昭和60年4月1日以後、上記2に掲げる帰国旅費の国庫負担を受けずに帰国した者に対しても上記2に掲げる援護以外の援護を実施する。

ただし、4及び5の援護については帰国後1年以内に申し臨みがあった場合に限る。